

かわにし労政ニュース

編集・発行：川西市市民環境部産業振興課

川西市中央町12番1号 TEL 072-740-1162/FAX 072-740-1332



2022年4月1日から職場のパワハラ対策が 中小企業にまで義務化されました

現状

職場のいじめ・嫌がらせに関する都道府県労働局への相談は8万6千件超(R3年度)で、10年連続で全ての相談の中でトップ。セクハラ相談件数は約7千件(R3年度)と高水準にとどまっています。

→ ハラスメントのない社会の実現に向けて、
職場のパワハラ、セクハラ対策の強化が必要です。

パワーハラスメントとは

- ①優越的な関係を背景とした
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)

Q.一定の服装の着用を労働者に対して強制することもパワハラになるのでしょうか？



A. 職場での服装は、個々の企業の提供するサービス、業種・業態や社会的慣習等を踏まえて、一定の指示等が行われる場合があります。業務上の必要性や、相当性が認められるものも当然あります。



Q.相手の意に反していれば、すべてセクハラになるのですか？



A.セクハラは、「労働者の意に反する性的な言動」で、性的な関係の強要といったものから、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘いまで、その様子は様々です。判断にあたっては、受け手の主観を重視しつつも、一定の客観性を持ち「平均的な労働者の感じ方」を基準とすることが適当です。



Q.パワハラで困ったら、どうすればいいですか？



A.我慢していても問題は解決しません。時間が経過すると、逆にエスカレートする可能性もあります。大切なのは決して一人で悩まないこと。信頼できる同僚や上司にまずは相談しましょう。同僚や上司に相談しても改善されない場合や、相談できる人が身近にいない場合は、社内相談窓口や人事部に相談しましょう。



明るい職場応援団(厚生労働省ハラスメント対策総合情報サイト)のご案内
会社や労働組合に相談窓口がない。相談したけれども取り合ってくれなかった。

会社に相談すると不利益がありそうでなかなか相談できない。

そんなときは、会社の外部にも利用できる相談窓口があります。

詳細はこちら



2022年4月1日から

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公表が 101人以上 300人以下の中小企業にも義務化されました

現状

女性就業者が近年増加する等、女性活躍は着実に前進しましたが、
仕事と家庭生活の両立や、女性管理職比率が諸外国と比べて低水準にあるなどの課題があります。

→ 女性の職業生活での活躍を更に推進する必要

変更点

1. 一般事業主行動計画の策定義務の対象が、

常用労働者 301人以上から、101人以上の事業主に拡大しました。

※一般事業主行動計画とは、企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえた行動計画を実施するもの。行動計画には、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込まなければなりません。

2. 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の義務の対象が、

常用労働者 301人以上から、101人以上の事業主に拡大しました。

情報公表項目は2つの区分があり、いずれかから1項目以上公表

①	職業生活に関する機会の提供 に関する実績	・管理職に占める女性労働者の割合 ・男女別の採用における競争倍率 ・労働者に占める女性労働者の割合 等
②	職業生活と家庭生活との両立 に資する雇用環境の整備に関する実績	・男女の平均継続勤務年数の差異 ・男女別の育児休業取得率 ・1か月当たりの平均残業時間 等

※情報公表に関する勧告に従わなかった場合は企業名が公表となる可能性があります

3. 特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設(2020年6月1日から)

優良事業主認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定が創設されました。

取得企業は、一般事業主行動計画の策定義務が免除されます。



兵庫働き方改革推進支援センター

働き方改革をしたいけど、具体的に何をしたらいいのかわからない...

そんな事業者の方はぜひご相談を!

無料の支援
サービス

- ・「働き方改革」「同一労働同一賃金」「育児・介護休業法」への対応を支援
- ・人材確保に向けた取り組みを支援

相談方法

- (1) センター来所 (2) 電話・メール (3) 企業訪問

〒651-0085 神戸市中央区八幡通 3-2-5IN 東洋ビル 6階

TEL:0120-79-1149

受付時間: 平日 9:00~17:00

詳細はこちら



・JR三ノ宮駅、阪神、阪急神戸三宮駅から徒歩5分

川西市障がい者トライアル雇用・継続雇用奨励金のご案内

障がい者雇用の理解を深め、雇用機会の拡大及び定着を図ることを目的として、障がい者を試行雇用、継続雇用する事業主に対して奨励金を支給します。

川西市障がい者トライアル 雇用奨励金

- ◆ 支給条件: 市に住所を有する障がい者又は、市が援護の実施者となっている障がい者を試行雇用し、国の「障害者トライアル雇用助成金」の支給を受けていること
- ◆ 支給額: 国の「障害者トライアル雇用助成金」の支給額の1/2の額
月額上限: 2万円 支給期間上限: 3ヶ月



詳細はこちら

川西市障がい者継続 雇用奨励金

- ◆ 支給条件: 市に住所を有する障がい者又は、市が援護の実施者となっている障がい者を雇用し、国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給期間終了後も、対象となる障がい者を継続して雇用すること
- ◆ 支給額: 対象となる障がい者に支払われた賃金の1/4の額
月額上限: 2万円
支給期間上限: 特定求職者雇用開発助成金の支給期間と同期間(上限 36ヶ月)

詳細はこちら

お問い合わせ 川西市 市民環境部 産業振興課 TEL:072-740-1162

ひょうご仕事と生活センターは、 「仕事と生活のバランス」の取り組みを全県的に推進する拠点です!

ワーク・ライフ・バランスとは仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら、子育てや介護、家庭や地域での生活、自己啓発などといった、個々の私生活も充実させるという考え方です。

「仕事」と「生活」の「調和」を図ることは、豊かで充実した人生を送るための必須条件なのです。

職場のワーク・ライフ・バランスに向けたご相談、お待ちしております。

【センターの主な事業】 ※全て無料でサポートいたします。

- (1) ワンストップ相談 (2) コーディネーターの派遣 (3) 社内研修を企画・実施
- (4) テレワーク・ICT 相談 (5) 中小企業従業員意識調査 (6) ワーク・ライフ・バランス WEB 自己診断

お問い合わせ

(公財)兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター

TEL:078-381-5277 FAX:078-381-5288

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター1階

詳細はこちら



2023年3月末をもってパセオかわにしが終了します。

長きに渡りご愛顧いただきましたことを心より感謝申し上げます。

お問い合わせ: 川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター(パセオかわにし)

TEL:072-757-9700

あなたの就職をサポートします！ 川西しごと・サポートセンター

当センターでは、全国のハローワークが受理した求人を検索機で検索できます。
また、相談窓口で求人者の情報提供・職業相談・職業紹介を行っています。

しごと・サポート
センターで
できること

ご注意：川西しごと・サポートセンターはハローワーク伊丹の出先機関です。
雇用保険業務及び公的職業訓練の手続きは行っておりません。

① 求人検索



パソコン求人検索機を6台設置！求人を閲覧できます。キーワード検索も可能。

② 相談



求人について事業所への問い合わせや、就職活動の相談を行います。

③ 紹介



ハローワーク求人への応募をあっせんし、紹介状を発行します。

ご自宅のパソコンやスマートフォンでもハローワークの求人検索できます。
ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



若者キャリアサポート川西

39歳までの若年者の就職活動をサポートする個別相談（キャリア・カウンセリング、労働・年金相談）や実践プログラム（就職支援セミナー、合同就職面接会の開催）を用意して、一人ひとりにあったサービスをご案内しています。

同じフロアに「川西しごと・サポートセンター」の求人検索コーナーや職業紹介窓口が併設されているので、総合的な就職支援サービスを受けられます。

問合せ

(川西しごと・サポートセンター)
072-757-6380 9時～17時
(若者キャリアサポート川西)
06-6210-5955 9時～12時
13時～17時

所在地

川西市小花1-8-1
パレットかわにし2階

休館日

土・日・祝・年末年始



新型コロナウイルスの予防や感染拡大防止のため下記のご協力をお願いします。



マスクの着用



手・指の消毒



体調不良時には来所をご遠慮ください

感染症拡大防止に
ご協力ください

